

## 「横浜市都市計画マスタープラン泉区プラン」改定素案に対する 市民意見募集の実施結果について

泉区では、「横浜市都市計画マスタープラン泉区プラン」の改定にあたり、平成27年7月に改定素案を公表し、市民意見募集を実施しました。市民の皆さまから、貴重なご意見、ご提案等を頂き誠にありがとうございました。

このたび、その実施結果と、いただいたご意見等についての本市の考え方をまとめましたので、次のとおり公表いたします。

### 1 実施概要

意見募集期間	平成27年8月10日（月）から9月9日（水）
意見提出方法	郵送、電子メール、ファクシミリ、持参、説明会及び都市計画審議会での発言等
改定素案（全文）の公表場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 泉区区政推進課</li> <li>・ 区内各地区センター</li> <li>・ 泉図書館</li> <li>・ 市役所市民情報センター</li> <li>・ 都市整備局地域まちづくり課</li> <li>・ 泉区ホームページ</li> </ul> <a href="http://www.city.yokohama.lg.jp/izumi/02suishin/02kikaku/tomasu/">http://www.city.yokohama.lg.jp/izumi/02suishin/02kikaku/tomasu/</a>
改定素案（全文）の配布場所	泉区区政推進課

### 2 実施結果

提出者数	22名
提出方法	郵送（8名）、電子メール（3名）、ファクシミリ（2名）、持参（0名）、都市計画審議会（4名）、その他（区連会、説明会等）（5名）
意見数	47件

### 3 提出されたご意見とご意見に対する本市の考え方

ご意見の分類と反映状況

(1) 改定原案に反映したもの	5件	No.1～5
(2) ご意見の趣旨が改定素案に（一部）含まれていると考えられるもの	8件	No.6～13
(3) 今後の参考とさせていただくもの	9件	No.14～22
(4) 計画には反映しないが対応するもの	1件	No.23
(5) 関係機関と情報共有するもの	2件	No.24～25
(6) 計画にご賛同いただいたもの	2件	No.26～27
(7) ご意見ではなくご質問であったもの	8件	No.28～35
(8) その他	12件	No.36～47

## 分類別のご意見の概要と意見に対する考え方

### (1) 改定原案に反映したもの

No.	意見の概要	意見に対する考え方
1	P29 カ やる気のある農地は、農業専用地区に限定することなく守ったほうが良い。	いただいたご意見を踏まえ、改定素案 P29 カの『農業専用地区』の文言を削除します。
2	P39 ア 具体的な例示がないと分かりにくいいため『コージェネレーションシステム(コージェネ)など低炭素技術や再生可能エネルギー、未利用エネルギーならびに地域におけるエネルギー融通の導入を推進します。』と追記することを提案いたします。	いただいたご意見を踏まえ、改定素案 P39 アに『緑化や低炭素技術の導入など』と記載を追加します。
3	P39 ウ 表現が抽象的で具体策がイメージしづらいため『不安定な再生可能エネルギーを補完するコージェネを利用した自立分散型エネルギーシステムの導入促進』と追記することを提案いたします。	いただいたご意見を踏まえ、改定素案 P39 ウに『HEMSなどのエネルギーマネジメントシステム』と記載を追加します。
4	P42(1)ウ 防災機能向上という点から『コージェネ等の導入による電源の多重化を図り防災機能の向上を促進します』と追記することを提案いたします。	いただいたご意見を踏まえ、改定素案 P42(1)ウに『コージェネレーションシステムなどの導入によりエネルギー供給の多重化』と記載を追加します。
5	P45 「区民の役割」に例示などを追加してはどうか。	いただいたご意見を踏まえ、例示などの記載を追加します。

### (2) ご意見の趣旨が改定素案に(一部)含まれていると考えられるもの

No.	意見の概要	意見に対する考え方
6	横浜市都市計画マスタープランでは「集約型都市構造への転換と、鉄道駅を中心としたコンパクトな市街地の形成」を都市づくりの目標としているにもかかわらず、泉区プランにはその理念が反映されているとは言いがたい。コンパクトなまちづくりを進めるべきとの方向性を泉区プランに明確に示すべき。	いただいたご意見の趣旨については、Ⅱ章2(2)、Ⅱ章3(1)、Ⅲ章1(3)に記載しています。
7	住宅の隣接地や小学校の向い側に墓地建設計画を認めるなど、住民の住環境や安全安心を守るための方針とはなっていない。開発計画から住民を守るための方針が必要であり、泉区プランに盛り込んで頂きたい。	Ⅲ章1(2)イに記載しているとおおり、開発などが行われる場合には、周辺環境や生活環境と調和した土地利用を誘導していきます。
8	いずみ野で市街化区域に接する調整区域に墓地建設計画があるが、この場所に墓地が出来てしまえば、まちが分断されまちの発展はここでストップしてしまう。農業振興地域には、墓地など周辺環境に調和しない施設については禁止すべきと明記して頂きたい。	都市計画マスタープランは、都市計画に関する基本的な方針であるため、いただいたご意見のように個別具体的な施設立地を規制するものではありません。個別の案件については、関係法令等に基づいて判断されます。なお、周辺環境などと調和する土地利用を誘導する旨については、Ⅲ章1(2)イに記載しています。
9	調整区域であっても、市街化区域に隣接し、地権者も合意した開発計画であれば、市は早急に実現に向けた適切な助言・支援をお願いしたい。	市街化調整区域は、市街化を抑制することを基本とします。ただし、駅周辺において、計画的なまちづくりが行われる場合についての方向性は、Ⅲ章1(2)エ、Ⅳ章2に記載しています。
10	深谷通信隊跡地利用が泉区の防災・災害拠点の将来計画主要テーマとして検討されるべき事項と解するが本件では記載無し。基地対策課跡地利用計画案は中央エリアに公園型墓苑を配し、運動公園、散歩道、サイクリングコース等が盛り沢山記載されているが、災害時の備蓄倉庫、避難場所(構築物)、救援対応について言及されておらず、検討する必要ありと考えます。	防災の要素を含めた旧深谷通信所の土地利用の方針については、Ⅲ章1(4)イに記載しています。詳細な計画については、泉区プランの内容と整合を図りつつ、今後検討していきます。

No.	意見の概要	意見に対する考え方
11	深谷通信隊跡地利用について、公園の中央に墓地が在るとは、常識を疑う。近隣にはドリーム跡地に公募公園墓地があり、本件は慎重であって欲しい。死後の墓地より生前の健康、文化施設公園として野外音楽堂を取り入れた公園（例：日比谷公園）の検討を提案します。	健康、文化の要素を含めた旧深谷通信所の土地利用の方針については、Ⅲ章1（4）イに記載しています。詳細な計画については、泉区プランの内容と整合を図りつつ、今後検討していきます。
12	泉区は東京・横浜の中心部から見ると郊外です。日中の生産活動を離れた時、必要なものは「ちょっとおしゃれで、気の利いた寛げる空間」だろうと思います。人口の高齢化に伴い、特養老人ホームを含めた老人福祉施設の需要が更に増加すると考えます。この様な実情を踏まえたとき、福祉都市の建設を提案します。水と緑と福祉とを泉区の希望に繋げたいと考えます。土地利用の方針に「水と緑と共生したおしゃれで寛げる福祉複合型都市の誘致」を追加させたら良いかと考えます。	いただいたご意見については、Ⅱ章1. まちづくりの基本理念「豊かな水と緑を大切にしたい誰もが安心して住み続けられるまちづくり」やⅡ章2. まちづくりの目標に包括して、記載しています。
13	区画整理等計画的に整備された地域は、落ち着いた快適な住環境となっております。特に、民間等による主として利益追求を目的とし、かつ当該区域に接する調整区域の開発行為については一定の制度、線引きをもうけ開発者及び自治会、町内会、住民、両者にコンセンサスを得るように「土地利用の方針」に定めるべきであります。	都市計画マスタープランは、都市計画に関する基本的な方針であるため、いただいたご意見のように、コンセンサスを得る等の開発行為の手続きを定めるものではありません。個別具体的開発行為については、関係法令に基づいて手続きが進められます。なお、周辺環境などと調和する土地利用を誘導する旨については、Ⅲ章1（2）イに記載しています。

### (3) 今後の参考とさせていただくもの

No.	意見の概要	意見に対する考え方
14	いずみ野駅北側の墓地計画地には防災拠点や幼児保育、スポーツセンター、公園、地区センターなどの複合設備を要望する。	いただいたご意見のような計画は現在ありませんが、庁内の関係部署と共有します。
15	近隣の特養施設は他地域の利用者ばかりが占めており、地元住民が利用できる特養施設の建設を認めて頂きたい。	いただいたご意見のような計画は現在ありませんが、庁内の関係部署と共有します。
16	地下鉄中田駅付近の北側エレベーターの地上出入口前は歩道と直結で人が殺到して危険です。雨や日射対策としてテントかアーケードが欲しいです。	いただいたご意見のような計画は現在ありませんが、庁内の関係部署と共有します。
17	横浜みどり税はできるだけ土地の購入に使っていただき、保全是ボランティアに任せるなどして無駄遣いしないようお願いします。	いただいたご意見を庁内の関係部署と共有し、今後の参考とさせていただきます。
18	和泉町三家地区の和泉川沿いは現在河川改修を行っていますが、旧川は自然度が高く、出来るだけ保全をお願いします。コンクリートやアスファルトで固めてしまうと自然度が極端に低下するばかりでなく、保水力がなくなり新川が完成しても下流の洪水の危険が増してしまいます。	いただいたご意見を庁内の関係部署と共有し、今後の参考とさせていただきます。
19	和泉町三家地区の和泉川沿いに花壇を設置する場合は、生物の多様性を大事にして川－フェンス－花壇－歩道－車道ではなく、川－フェンス－歩道－花壇－車道にして、川の流れを見られようにするるとともに車からの大型ゴミの投棄防止のため、川と車道をできるだけ距離を取っていただくようお願いします。	いただいたご意見を庁内の関係部署と共有し、今後の参考とさせていただきます。

20	泉区は横浜市の中でも高齢化の進行はトップクラスである。しかしながら高齢化対策に対する行政の危機感の欠如は憂慮すべきものがある。民間の力も借りながら、特養施設、グループホーム等の施設の充実を早急に実現すべきと考える。	いただいたご意見を庁内の関係部署と共有し、今後の参考とさせていただきます。
21	農業専用地区などは、農地を保全していくことが原則だが、後継ぎがいなく、荒れた農地となっているところもある。農政部門と相談して、線引き見直しを真剣に考える時期がきている。	いただいたご意見を庁内の関係部署と共有し、今後の参考とさせていただきます。
22	泉区は市街化調整区域と第一種低層住居専用地域が区域の多くを占めており、コンビニの建築も難しいので、買い物に不便を感じる区民が多く出てしまう。高齢化対策としても、対処が必要である。例えば、幅員の広い道路沿いは用途地域を見直すなどの検討が必要である。	いただいたご意見を庁内の関係部署と共有し、今後の参考とさせていただきます。

#### (4) 計画には反映しないが対応するもの

No.	意見の概要	意見に対する考え方
23	深谷通信隊跡地利用は、基地対策課の所轄事項として言及されていないが、広大な敷地の目的利用は、市政の壁を取り払い十分な検討結果を提示して頂きたい。	いただいたご意見を庁内の関係部署と共有し、検討結果を示します。

#### (5) 関係機関と情報共有するもの

No.	意見の概要	意見に対する考え方
24	地下鉄中田駅付近の道路は対向車と歩行者、自転車、乳母車、電動車椅子がこの道を共用していますが、大変危険だし、混雑もします。スピード、車種、重量制限、時間制限、一方通行等考慮して下さい。	いただいたご意見を関係機関と共有します。
25	地下鉄中田駅付近の道路は車優先の状態が高齢者、子連れの歩行には大変危険です。すぐにも改善してください。	いただいたご意見を関係機関と共有します。

#### (6) 計画にご賛同いただいたもの

No.	意見の概要	意見に対する考え方
26	『開発事業などの計画立案にあたっては、環境負荷の少ないまちづくりに寄与する計画となるよう誘導します。』に関する趣旨に賛同いたします。	いただいたご意見をご賛同の趣旨として受け止めます。
27	『緑のカーテンや省エネ行動など家庭でできる取組を進めるとともに、水素エネルギーや再生可能エネルギーなどの新たな技術・制度の普及や身近な環境問題への関心を高めるための啓発を進めます』に関する趣旨に賛同いたします。	いただいたご意見をご賛同の趣旨として受け止めます。

(7) ご意見ではなくご質問であったもの

No.	意見の概要	意見に対する考え方
28	改訂スケジュールで平成28年度中に改訂告示となっているが、深谷通信隊跡地は国との折衝（購入）が平成28年度から開始されると理解している。泉区プランでの深谷通信隊の位置づけが不明。	泉区プランでは、Ⅲ章1（4）イで跡地利用の基本的な方向性を示しています。なお、国有地の取得等については、泉区プランの内容と整合を図りつつ跡地利用基本計画を定め、それに基づき国と協議していく予定です。
29	P30 神明台処分地の今後の利活用はどのように考えているか。	神明台処分地は、廃棄物処理法で定める廃止の基準を満たすまで、廃棄物最終処分場として、適正に維持管理していくことが必要であり、廃止まで相当の期間を要すると想定しています。 暫定的な利用としては、最終処分場の維持管理とのバランスを踏まえ、地域の意見を聞きながら、さまざまな角度から検討していきたいと考えています。
30	泉区は、一人あたりの公園面積が低い数値であるが、今後、新たに公園を整備していく計画はあるのか。	旧深谷通信所跡地において、緑豊かな公園を中心的な施設とし、自然、スポーツ・健康、防災、文化という要素を備えた整備を検討していきます。また、現在岡津町で、新たな農園付公園の計画があります。なお、泉区は公園だけでなく、市民の森などの樹林地や、河川沿いの親水拠点など、区民の憩いの場が多い事も特徴であり、それらの地域資源を活用していきたいと考えています。
31	P38『親水拠点の環境整備を進める』とあるが、新たに拠点を増やしていくのか。	主として現状あるものの再整備と考えています。最近では、いずみ中央駅前の地蔵原の水辺を再整備しました。
32	親水拠点を活用して行く取組は、あるのか。	区の魅力発信などの事業で地蔵原の水辺を活用しています。今後も例えば、健康づくりなどの事業で親水拠点を活用していきたいと考えています。
33	プランの内容はよいと感じたが、今後、このプランの内容がいつ実行されるのか。	泉区プランの目標年次はおおむね20年先となっていますが、事業内容の目標年次は、様々なものが想定されます。泉区プラン内容を踏まえて、局区連携して事業を進めていきます。
34	今後のスケジュールを教えてください。	平成28年度は改定案をまとめ、都市計画審議会に付議したのち、告示する予定です。
35	市民意見に対して、どのように対応していくのか。	市民意見に対しては、上位計画や関連計画などとの整合性を図りつつ、泉区プランへの反映を検討します。また、ご意見とそれに対する市の考え方を公表します。

(8) その他

No.	意見の概要	意見に対する考え方
36	要望は、市街化の線引きの早急な見直しです。いずみ野駅からの至近距離地域が市街化区域になっていない。人口増時代の市街化規制は相応の意味、利点があったでしょうが、逆に人口減などの対策が云々される今、これまでの認識、考えを脱し、よろしく線引き変更を早急に行っていただきたい。	<p>第7回線引き全市見直しにおいて、市街化調整区域の市街化区域への編入については、人口変動や自然的環境の保全などを総合的に踏まえ、既に市街化区域と同様に市街地を形成している区域や地権者を含めた地域の合意形成、事業実施が具体化した駅・インターチェンジ周辺等について編入を検討しています。</p> <p>なお、第7回線引き全市見直しの市素案（案）について、平成27年11月に説明会を開催し、あわせて11月12日から12月14日まで意見募集を行いました。</p> <p>今後、都市計画変更に向けて、いただいたご意見を踏まえて線引き全市見直しの市素案を作成し、説明会や公聴会等の都市計画手続を行っていきます。</p>
37	いずみ野駅から徒歩10分の平地が住宅ではなく墓地になろうとしています。「市街化区域の線引き」が、人口増時代のままだからです。人口減しつつある今、早急に線引き見直し改訂を行ってください。	
38	現状の市街化区域を固定してしまうと、住宅も増えず住民も減少してゆく。活力あるまちづくりの為、実態を踏まえ駅周辺の範囲を広げ、調整区域の線引きを見直し、宅地を増やしていくべきである。	
39	和泉町の土地を所有しておりますが、ここは現在調整区域になっております。調整区域の為、色々と制約があり、建物・土地の有効利用が出来ません。立場交差点より和	

	泉小入口交差点までの間は、農地が一部あるのみで、後は全部何がしかの建物が建っております。このような状況ですので、市街化区域に変更して頂く様切望致します。	
40	調整区域の縛りがあり、経済的に困っております。この場所が市街化になれば、色々収入面で考える事もできます。考慮して頂きます様、お願い致します。	
41	いずみ野駅前の道路用地を市は相鉄の土地と交換する予定となっているが、例えば、墓地計画地と交換して、そこに地区センターなど公共施設を作るなど、まち全体の計画として頂きたい。	いずみ野駅前の開発区域内の道路については、平成 27 年 10 月 15 日に、当初の開発計画のとおり従前の道路の廃止と新たな道路の認定を告示しました。なお、ご意見のような計画はありません。
42	和泉小交差点のそばに住んで居る人が「コンビニでもやろうと思ったけど、調整だから出来ないんだ」と言ってきました。コンビニが出来ればすごく便利になると思いました。	市街化調整区域では原則、建築行為や開発行為が制限されていますが、都市計画法第 34 条に基づく市街化調整区域の立地基準を満たせば、コンビニエンスストアは建築できます。
43	泉台自治会は 18 年ほど前に、自治会内を通り抜ける車の余りの多さに問題を感じ、改善に取り組み、大型車のキセイや一方通行による歩道の確保等に取り組み、コミュニティー通路にしました。コミュニティー道路であることを明記してください。	都市計画マスタープランは、都市計画に関する基本的な方針であるため、泉区プランにおいて、いただいたご意見のような個別の記載をする予定はありません。
44	地下鉄中田駅付近の道路は舗装材がバラバラになり、バイクや自動車が跳ね飛ばしています。轍には水も溜り、歩行者に水しぶきをかける車も多々です。すぐにでも改善してください。	都市計画マスタープランは、都市計画に関する基本的な方針であるため、個別具体の道路の修繕等については、泉区プランには反映できませんが、いただいたご意見は土木事務所にお伝えしましたので、個別にご相談下さい。
45	地下鉄中田駅付近の道路は道路の中央が盛り上がり、人体が傾き大変危険です。すぐにでも改善してください。	
46	地下鉄中田駅付近の道路は道幅が 4 m あるのかしらと思う所多々あり。道路ギリギリに、自販機や大型看板がある個所や、個人宅の石囲いの庭に接した個所などで、歩行者は立ち止まって車を優先させています。道路に面した設置物が倒れても道路に影響しない距離分を引き込めるべきだと思います。	都市計画マスタープランは、都市計画に関する基本的な方針であるため、泉区プランにおいて、民地内の工作物等を規制することはできません。
47	市はプランは法的拘束力はないとして、なんら考慮せず、墓地業者に対しても指導が行われていない。このような単なるプランでは、開発業者に有利であるばかりで住民にとってなんの役にも立たない。プランに沿った指導を可能にして頂きたい。	都市計画マスタープランは、都市計画に関する基本的な方針であるため、個別具体の開発行為を判断するものではありませんが、関係法令に基づく手続きの中で、泉区プランの内容に配慮したものになるよう誘導を図っていきます。